

熱海市道路占用工事・承認工事に伴う路面復旧基準

熱海市観光建設部都市整備課

1 目的

この基準は、道路占用工事及び道路承認工事（以下「本工事」という。）に伴い、道路の機能を掘削前の路面状態と同等以上に復旧することを目的として定めるものである。

2 適用する仕様書等

この基準は、静岡県土木工事共通仕様書、静岡県土木工事施工管理基準、静岡県建設工事検査要領を準用するものとし、これらによらない事項については本基準によるほか、道路管理者と協議の上、定めるものとする。

3 補修期間

本工事が完了した日から1年を経過するまでの間（以下「補修期間」という。）に、本工事により掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に沈下、亀裂等の損傷が生じた場合は、申請者は直ちに道路の機能を工事完了時の路面状態と同等以上に復旧しなければならない。また、補修期間以降に道路に沈下、亀裂等の損傷が生じた場合においては、占用物件もしくは本工事により掘削した部分（影響部分は含まない。）が明らかに当該損傷の原因と認められる場合においては、占用物件が存続する限り、道路管理者はその補修を命ずることができる。

4 掘返し規制期間

道路管理者等が施工した全幅員もしくは半幅員の舗装工事が完了した日から5年を経過するまでの間は、原則として道路の掘返しは認めない。ただし、道路管理者が必要と認めた場合はこの限りではないが、申請者は復旧範囲を広げ、かつ自治会長の承諾を得る等の必要な対策を道路管理者の指示に従い実施しなければならない。

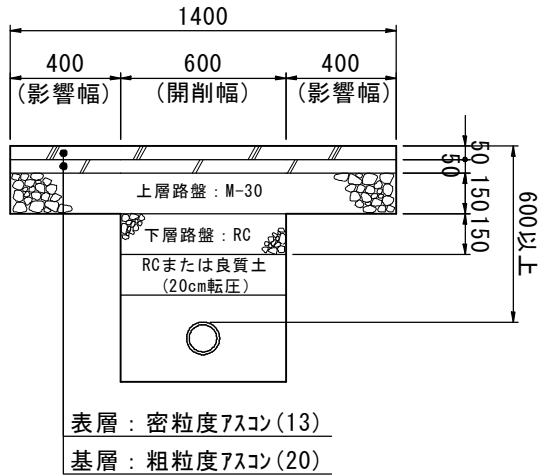
5 復旧方法

別紙『占用工事舗装復旧基準断面図』を参照すること。これによらない事項については、道路管理者と事前に協議すること。

占用工事舗装復旧基準断面図

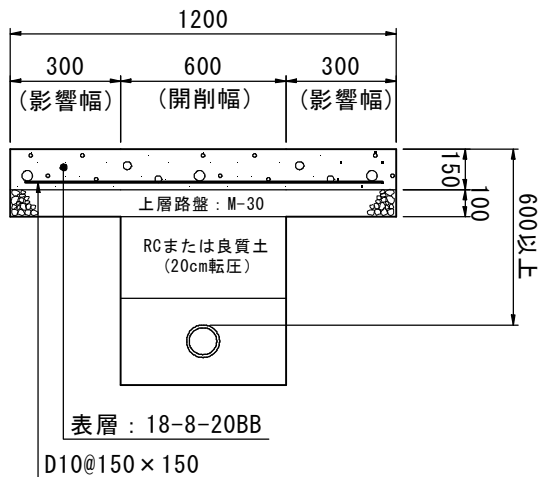
□アスファルト舗装

等級1級路線、都市計画路線、上下2車線路線

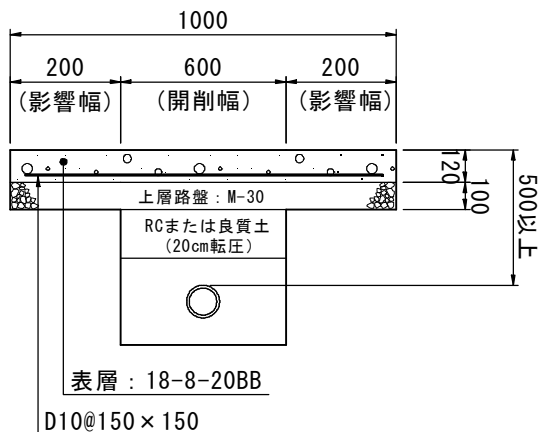


Ta=19.0以上 (As2層) H=40cm以上

□コンクリート舗装



□歩道（コンクリート舗装）



※残幅(影響幅から舗装の絶縁部(側溝・打継目等)まで)が下記の場合は

残幅を含め施工

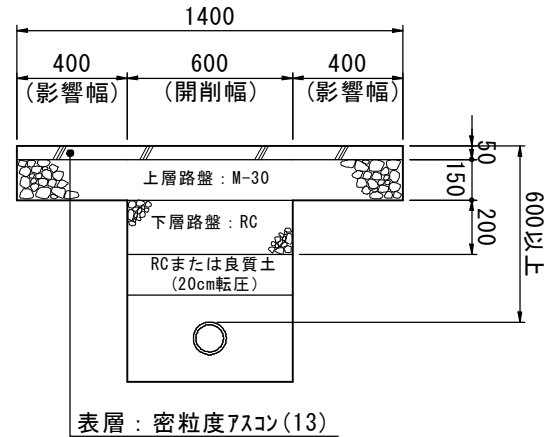
車道の場合 90cm 未満

歩道の場合 50cm 未満

※残幅及び横断の取扱いについては、裏面を参照してください。

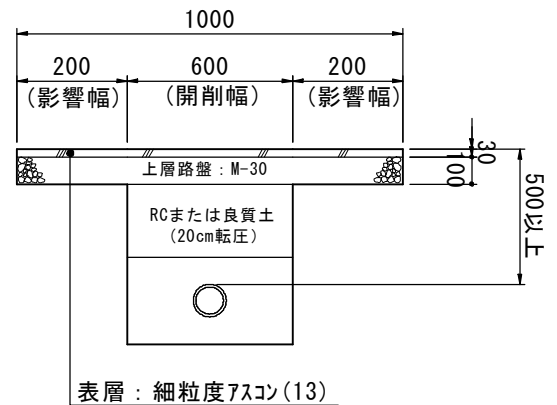
□アスファルト舗装

左記以外の路線



Ta=15.3以上 H=40cm以上

□歩道（アスファルト舗装）



※道路を横断施工する際の表層・基層の復旧幅は下記の通りに施工

車道の場合 3.0m 以上

歩道の場合 1.1m 以上

※既存の舗装が上図より厚い場合や既設舗装の状態が著しく悪い場合には、道路管理者と協議してください。

協議の際、舗装構成や使用材料の種類及び復旧範囲等、基準以上の指示をすることがあります。

※特殊舗装やインターロッキング等異なる舗装の場合は別途協議して下さい。

※アスファルト舗装で縦断勾配が6%以上の箇所については、表層にギャップアスファルトを使用して下さい。

交通量の多い箇所や、交差点内においてもギャップアスファルトの指示をすることがあります。

※仮復旧の期間は1ヶ月以上として下さい。(仮舗装の表層工は4cm以上の加熱アスファルト混合物舗装)

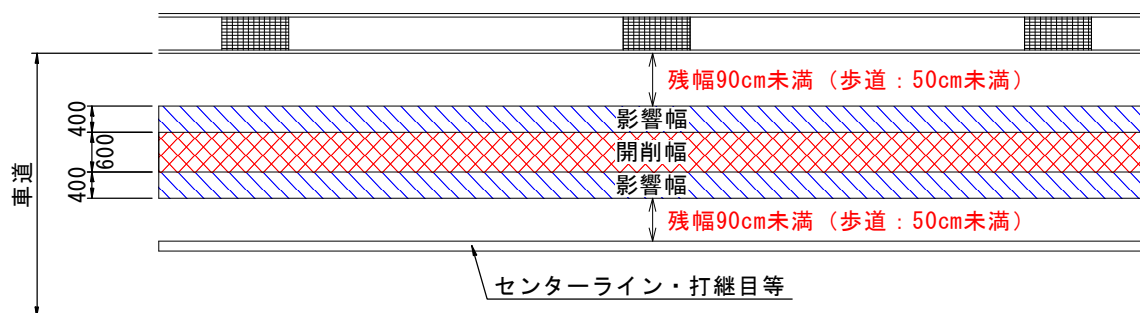
※区画線の復旧は溶融式として下さい。

占用工事舗装復旧基準平面図

□縦断開削の場合

車道：90cm未満 歩道：50cm未満の場合、残幅も含めて施工してください。

残幅施工となる場合（車道）



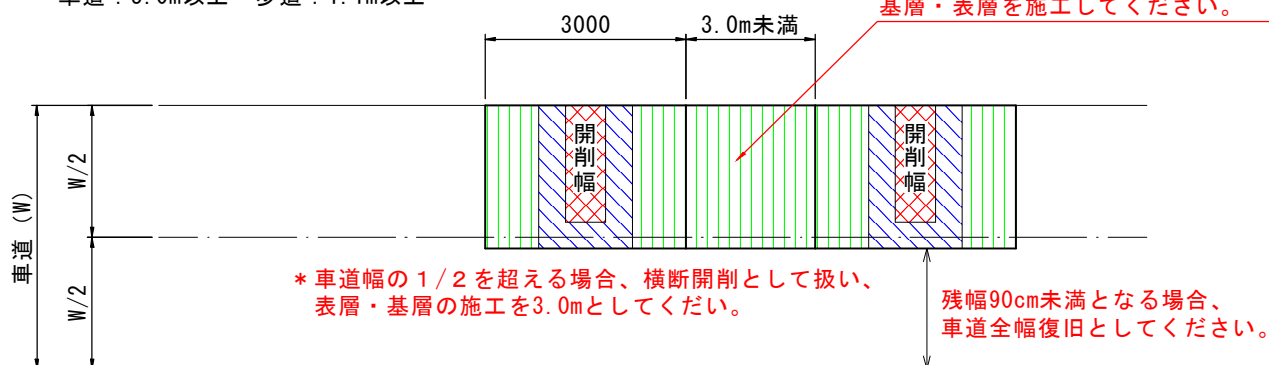
□横断開削の場合（センターラインの無い道路）

基層・表層の施工を下記のとおりとしてください。

車道：3.0m以上 歩道：1.1m以上

【共通事項】

舗装復旧の間隔が3.0未満となる場合は、
基層・表層を施工してください。



□横断開削の場合（センターラインがある道路）

基層・表層の施工を下記のとおりとしてください。

車道：3.0m以上 歩道：1.1m以上

【共通事項】

舗装復旧の間隔が3.0未満となる場合は、
基層・表層を施工してください。

